

中小企業のM&Aチェックシート（M&Aにおける買い手側の注意点です）

税理士法人上町会計（作成:倉矢）

- 1 事業の譲渡を受けるのみであれば比較的に簡単で、事業の評価のみで済みます
⇒安全かつ簡便でそれほどのリスクはありません、この方法お勧めです
- 2 会社まるごとであれば、以下のような検討が必要です
 - ・会社を売ろうとする動機、その理由などは十分吟味しましょう
 - ・売手より買い手のリスクが大きく、M&Aの半分は失敗するものとお考え下さい
 - ・売手側に役員と株主の利益相反はありませんか
 - ・企業価値は純資産価値と営業権の評価で決まります、難しいのは営業権の評価です
 - ・信用調査会社の調査事項を入手すれば、参考になります
 - ・法的リスクの検討のため弁護士・会計士・税理士などの専門家を入れましょう
- 3 専門家の知見は必要ですが、以下のことは買収側が意識的に当たらねばなりません
 - ・架空在庫(月間売上の2月分以上であれば疑いましょう)、回収不能の売掛金、簿外債務の調査
 - ・税務リスクの調査（過去の税務調査の事績）
 - ・次の契約条項や、議事録などの確認は行いましたか
①退職給付債務 ②役員退職金 ③その他の工事補償、製品保証 ④社員さんの未消化有給休暇など
 - ・過去に倒産歴はないですか、倒産癖はいつまでも付き纏うことが多いものです
 - ・有利子債務がある場合、担保内容・簿外債務などの隠れ債務を調べましょう
 - ・支払っている利子が世間一般と比べて多額である場合には慎重な信用調査が必要です
 - ・社長は残ってくれますか、社長が残らない場合、それに代わる人材が残りますか
 - ・多数の社員が辞めても、技術や経営のノウハウは十分引継げますか
 - ・統合は合併ですか、子会社形態ですか、まず出発は子会社として出発がいいと思います
 - ・合併の場合、企業文化を給与水準などは買い手側との整合性が計れますか
 - ・業務系の基幹システムの統合あるいは変更への対応は十分ですか
 - ・生産設備など物的設備の状況は確かめましたか
 - ・買収後に多額の設備投資などが必要となる場合、その資金手当はできますか
 - ・監督官庁の許認可を必要としている事業であれば、その許認可事項も調べる必要があります